

警察が「風営法違反」口実に 経営者を突然逮捕!?



20日間勾留し罰金200万円、6カ月の営業停止も

■街の Snackbar を守ろう

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(風営法)による取り締まりによって、健全な飲食店の経営者が突然、逮捕・勾留され、50万円～200万円もの罰金を払わされる事例が相次いでいます。

警察庁は風営法の運用基準※を定め、「客におしぼりを手渡す」ことを「接待」として厳しく取り締まる県警もあります。

こんなことが行われたら、安心して営業できません。

Snackbar は「まちの社交場」であり「オアシス」です。楽しく語り合い、情報を交換し、歌い、飲んで、食べて、明日への活力を与えてくれる場です。

大切な役割を果たしている健全な Snackbar をつぶすような、行き過ぎた取締りや運用基準は正すべきです。

民商・全商連は「街の Snackbar を守る署名」に取り組み、時代遅れの風営法の改正や警察庁が定める運用基準の改定を求めています。ご協力ください。

※風営法の運用基準(抜粋)

警察庁は、①談笑やお酌をする②カラオケをすすめる。デュエットや手拍子、拍手をする③客とダンスをする一などを許可が必要な「接待」に当たるとしています。

全国商工団体連合会

〒171-0031 東京都豊島区目白2-36-13

TEL 03-3987-4391

FAX 03-3988-0820

<http://www.zenshoren.or.jp>

